

第十九回国会 参议院厚生委员会会议録第十二号

昭和二十九年二月二十六日(金曜日)午後一時三十五分開会

出席者は左の通り。

委員長 上條 愛一郎
理事 大谷 豊清君
委員 高野 一夫君
中山 壽彦君
西岡 ハル君
湯山 勇君
堂森 芳夫君
有馬 英二君

国務大臣

厚生大臣 草葉 隆國君

政府委員

厚生省社会局長 安田 巖君
厚生省児童局長 太宰 博邦君
事務局側

常任委員

草間 弘司君
常任委員 多田 仁巳君
常任委員 会専門員

本日

の会議に付した事件

○児童福祉法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○身体障害者福祉法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○消費生活協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(上條愛一郎) 只今から厚生委员会を開会いたします。

児童福祉法の一部を改正する法律案、身体障害者福祉法の一部を改正する法律案、日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案、消費生活協同組合法の一部を改正する法律案を一括議題といたします。

提案理由の御説明をお願いいたします。草葉厚生大臣。

○国務大臣(草葉隆國君) 只今議題となりました児童福祉法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

改正の第一点は、身体に障害のある児童に対し、生活の能力を与えるために必要な医療即ち育成医療の給付を行うことにいたしました点であります。肢体不自由、聴力障害、視力障害又は言語機能障害のある児童に対しましては、従来、児童福祉法の規定に基づきまして、保健所において定期的に療育相談を実施し、身体障害者手帳の交付を受けた児童に対しては盲人安全杖、補装具の交付を行なっておりますが、特に必要のある児童は、肢体不自由児童施設等の児童福祉施設に入所の措置をとつて参つておるのでありますが、身体に障害のある児童は、これを早期に発見して早期に適正な治療の措置を講じますならば、比較的短期間に且つ低廉な費用で治療する可能性が多いにもかかわらず、従来このための予算が計上されることがなかつたのであります。これは身体障害児対策として国庫点検を欠くものといふことができるのであります。このたび昭和二十九年度予算案に三千百一十五千円計上すると共に児童福祉法に必要な規定を設

け、身体障害児対策に一貫性を持たせることにいたしましたのであります。

改正の第二点は、身体障害者手帳の交付を受けた児童に対して交付することになつております補装具の名称を整理し、補装具の交付又は修理を行う機関を明記したことでありまして、従来からありました規定を身体障害者福祉法の規定に合せたものであります。

以上が改正案の概要であります。何とぞ、御審議の上、速やかに可決せられんことをお願い申し上げます。

次に身体障害者福祉法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

身体障害者の障害を軽減又は除去するための更生医療の給付につきましては、永年関係者の間において要望されていたところであります。これを昭和二十九年年度より実施することとし、又同法の適用を受ける障害の範囲につきましても、若干の改正を加える等の必要が生じて参つたのであります。これが本法を提出する理由であります。

以下、本法の内容の概略を申し上げます。

第一に、身体障害者更生援護施設のうち、ろうあ者更生施設を加えることと致して居ります。これは現行法において欠けて居ります聴覚障害者に対する専門の施設を設けんとするものであります。

第二に、身体障害者に対して、その障害を軽減又は除去し、以てその更生

に資するために、更生医療の給付を行う旨を規定いたして居ります。この更生医療の給付は、原則として厚生大臣の指定した医療機関に委託して行うこととし、医療機関の指定等につきましては、おのおの他の立法例にならつて居ります。

なお、更生医療の対象者は全国で約五万を数え、昭和二十九年年度には国庫負担額八割負担といたしまして、約二千万円を計上いたしております。

第三に、本法の対象となる身体障害者の範囲を規定している別表につきましましては、現在本法の対象とされてない障害のうち、その程度より見てこれに加えることが必要であると認められる若干の障害を加え、併せてその表現について修正を行い、より正確を期せんとするものであります。

上述いたしました三点がこの法律案の主要な点であります。この他に、中央身体障害者福祉審議会に出版物、芸能等について推薦又は勧告の権限を与える等の点について改正し、又、これらの改正に伴つて字句等について所要の訂正を加へることといたして居ります。

なお、附則におきまして、本改正に関係ある社会福祉事業法、社会保険診療報酬支払基金法等の一部を改正し、又本法との規定の調整を図るため、戦傷病者戦没者遺族等援護法、生活保護法等の一部を改正することといたして居ります。

以上がこの法律案の内容の概略であります。

何とぞ慎重御審議の上、速かに可決せられんことを希望いたします。

次に日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

日雇労働者健康保険法は、本年一月十五日から、全面的に施行され、三月からは、保険給付が開始される運びとなりましたが、御承知のこと、本法の給付内容は療養の給付及び家族療養費の支給三カ月となつており、制度発足以来、常に、その改善に腐心して来たところであります。今回の改正はその第一歩として、当面最も必要な給付期間の延長を行い、現行の三カ月を改めて六カ月としようとするものであります。これに伴い、昭和二十九年年度予算案において給付費の割に相当する額を国庫負担として計上いたして居るのであります。

以上が提案理由の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、速かに御可決あらんことをお願い申す次第であります。

次に、消費生活協同組合法の一部を改正する法律案提出の理由について御説明申し上げます。

消費生活協同組合法が施行されましたから、既に五年を経過いたしました。その間、国民生活の安定と生活文化の向上のために組合が果たした役割は、相当大きいものであつたと考えられます。

併しながら、半面、経済事情その他の社会情勢の変遷に伴ひまして、組合

ほうの關係では、別に新らしく医療機関を指定するということを選ばしめて、身体障害者福祉法で指定しました。医療機関が同時に児童福祉法のこの關係の医療も担当すると、こういうふうにいまして、歩調を合せたわけでございます。

それからその指定医療機関の診療の方針或いはこの診療の報酬などにつきましても、大抵健康保険の診療方針、報酬というものによることを原則といたしております。勿論国立の病院とか療養所というところでもいたしますれば、これは普通の健康保険のあれよりも、例えば診療報酬などは安くなるかと存じますので、そういうような例外がございしますが、原則として健康保険の診療方針、診療報酬の規定による。それからその請求した額の審査、支払、これはやはり社会保険診療報酬支払基金に委託してやるようにいたしました。同時にその診療のやり方、或いはその請求の内容の適正を期するといふために、厚生大臣、都道府県知事がそこに監督権と申しますか、立入検査させるような措置をそこに講じておいた次第でございます。

それからこの給付の措置に要する費用でございますが、これは児童福祉法の建前と同一でございます。やはり本人及び扶養義務者から負担能力がある限度において、負担してもらつて、併し負担できない場合においては公費で見まして、国庫はその八割を負担する。こういうふうにいまして、本人及び扶養義務者が負担いたします分につきましては、これはいろいろ考えま

た結果、医療機関の窓口で直接その分だけ支払わせる、こういうふうにいまして、児童福祉法で規定した次第であります。これは児童福祉法のための保育所、その他の施設に入所措置をとりました場合の費用の徴収方法といふさか変わる点があるわけでございますが、従来の実績などを調べてみますと、やはりその都府県医療機関の窓口において徴収したほうが、徴収成績がいいというふうなこともございしますし、又そのほうが簡便であらうというふうなこともございします。そういう措置をとつた次第でございます。

その次に、これは大したことではないのでありますが、従来身体障害者手帳の交付を受けた児童に対して補装具を支給しておるものであります。それが従来の規定によりまして、現行の児童福祉法の第二十一条三には「都道府県知事は、身体障害者手帳の交付を受けた児童に対し、盲人安全つえを交付し、又は補聴器、義し、車椅子等の補装具を交付し、若しくは修理することができ」といふ規定がございまして、この盲人安全つえ、又はこれ／＼の補装具を交付する、盲人安全つえが補装具でないかのような書き方をいたしておるのであります。これは申すまでもなく、やはり補装具の一種類でありますので、この機会にこの補装具の名称を整理いたしました。その点を明らかにいたしましたと共に、先ほどの本人の負担しますについては、直接医療機関の窓口で支払わせましたものと形を整えまして、その補装具の修理又は交付に要する費用の中から、本人、扶養義務者が負担できるものは、業者に本人から直

接支払せる、こういうふうにいまして、わけであります。

あとは、この法律によつて支給される金品に對して公租公課、或いは差押えを禁止する、こういう規定を設けたのであります。これは生活保護法、或いは身体障害者福祉法などにも規定されておるのであります。児童福祉法に規定が従来なかつたのであります。それが、それに調子を合せたわけでございます。

それから同じようなことが指定医療機関が、育成医療の給付について支払を受けた金額については、事業税を課さない、その課税の除外とす。これも生活保護法、或いはその他の社会保険などの法律にありますが、この児童福祉法にございせんでしたので、この機会にこれも又合せた、かようにいたしました次第であります。あとはこれに伴ひまして關係のあります社会保険診療報酬支払基金法の関連の事項、或いは厚生省設置法等について必要な部分の一部改正をみたただけでございます。施行の日は二十九年四月一日からというふうに予定しておる次第でございます。

簡単にございしますが、一応御説明申し上げました次第であります。

○委員長(上條愛一君) それでは次に身体障害者福祉法の一部を改正する法律案について、並びに消費生活協同組合法の一部を改正する法律案について御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(安田巖君) お手許に差上げておきました身体障害者福祉法の一部を改正する法律案関係資料というのがございします。この最初のところに身体障害者福祉法の一部を改正する法律

案要綱というのがございします。

第一は、「身体障害者更生援護施設にろうあ者更生施設を加へること。」というところでございます。現在は身体障害者を収容し訓練する施設は、肢体不自由者更生施設と、それから身体障害者収容施設と、ございしますが、職業障害者に対する施設はないのであります。その障害の程度を見て治療を加へるにしても、独自の施設を必要とし、又その訓練についても或いは視覚に訴へ或いは補聴器によつて残存聴覚を利用する等特殊な技術が必要といたしますので、このための専用の施設を設備せんとするものでございします。これは別段予算が特に取れたというわけではございせんが、將來府県等につくまして、このような施設を作ることをご想像いたしまして、ここに書いたわけでございます。

それから第二は、「中央身体障害者福祉審議会が芸術、出版物等について推薦又は勧告し得る旨を規定すること。」これは児童福祉法その他に現在ございしますけれども、同じ趣旨のことをこの際規定いたしましたわけでございます。

それから第三は、「援護の実施機関と、援護を受ける身体障害者との地縁關係を明らかにすること。」というのでございします。これは住所がはつきりしないような場合にそういう方の援護は府県知事が行うということを明らかにしたわけでございます。

第四が、「援護の実施機関は、身体障害者が更生するために医療が必要であると認めるときは、その者の申請により更生医療を給付し、又はこれに代えてこれに必要な費用を支給することが

できる旨を規定すること。」これは先ほど児童局長から説明がありました児童の身体障害者の療育児童と同じ性質のものでございまして、本年予算が二千万円弱入つておるわけでございまして、昭和二十七年に戦傷病者戦没者遺家族等援護法ができました際に、戦傷病者については全額国庫負担でこの更生医療というものが始められたわけでありまして、その後成績もよろしくございしますし、一般の身体障害者のほうから、そういうような要望が強いございしましたので、今回それを実施することにしたのでございします。

それから第五の、「更生医療の給付又は補装具の交付若しくは修理に當つては、当該身体障害者又はその扶養義務者からの負担能力に應じ、その費用の全部又は一部を徴収し又は指定医療機関又は補装具の製作若しくは修理を業とする者に支払わせることができ、その旨を規定すること。」これは大体今までもこういうような趣旨でやつてきておつたのであります。この際負担能力に應ずるといふことをはつきり書いた次第でございます。

それから第六に、「更生医療に関する規定の新設等に伴つて、費用に關する条文を整理すること。」これはここに書いた通りで別段深い意味はございせん。

それから第七の、「別表の身体障害の範圍を調整すること。」これは現在本法の対象とされてない障害の中でその程度より見てこれに加へることが必要であると認められるもの。視野狭窄、こういうふうな前が少ししか見えないう横が余り見えない、視野狭窄、それから平衡機能障害、それから一方

の手の親指を欠くもの。これは親指を欠きますと力が入らなくて案外不自由なものでございますが、一方の手の親指を欠くもの。それから両足の指を欠くもの等を加えて併せて従来の表現等に不確実なものがありましたので、そういう表現に修正を加えてより正確を期せんとするものであります。

その他は先ほど大臣の提案説明にありました通りでございます。

それから次は消費生活協同組合法の一部を改正する法律案の説明でございますが、これも説明資料というのがお手許に配付してございますが、その第一頁のところを御覧頂きますという要綱がございまして、これは先ほど提案理由に相当詳しく御説明してございましてので重複することを避けたと思っておりますけれども、第一は消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会は、その名称を使用することを他人に許してはならないということでございますが、これは第三条の第三項に新設いたしましたのでございます。言おうとするとこれは、小売の商人に名義を貸しまして消費生活協同組合という看板を掲げさせるのでありますけれども、実際は、もう実体的には関係がなくして会員が行くとか割引をするというよりなこと、その商店から組合はただ看板料のようなものを取つておるといのが相当あるわけでございますが、こういうようなことをいたしますという、いろ／＼脱税等の目的に悪用される場合もありますし、それから消費生活協同組合自身の信用を落し、将来発展を図る上にも障害になりますので、これをはつきりと、

してはならないということを規定したのでございます。

それから第二は、消費生活協同組合地域連合会の事業制限を撤廃すること。これは職域はいないのでございますけれども、地域の組合の府県を超えた連合会というものが仕事をしていたという規定が入つておつたのでございまして、まあやはり消費生活協同組合というものが将来発展して行くためにも、連合会がありましてそれが或る程度の事業をすることは望ましいことじゃないか。中小企業の協同組合のほうにおきましてもこういう規定がございせんので、従来のそういう事業制限を撤廃することを明らかにした次第でございます。

第三は、四十二条の準用規定に民法五十六条を加えた、これは仮理事の選任という点につきまして従来の規定が不備でございましたので附加えた次第であります。

第四の、総会の議決事項に、規約の設定、変更及び廃止を加えること。これもここに書いた通りでございます。

それから第五は、出資制限に関する制限を一割までに緩和すること。これは剰余金が出たときに事業分量に応じて割戻しをいたしますのと、それから出資金に応じて割戻しをいたしますのと二通りあるわけでありまして、けれども、出資割戻しに關しては従来五分を超えてはいかんというふうになつてた。併しこういうふうにいたしましたという、ただでさえ生活協同組合の資金というものはなか／＼集まらないのでございまして、今のそういう経済金融のほうの常識からいたしますという、一割までは許すというの

が至当であらう、こういう規定でございます。

それから第六は、財務基準を新らたに設けること。これは農業協同組合等にございまして、この際をういつた現在の定款だけでは不十分な点を補う意味におきまして基準を作ろうということでございます。

第七は、設立認可に關する獨断主義に對して一定の事由については裁量の余地を与えること。現在までは法令違反とか設立手続違反のみが却下の理由になつておつたのであります。今度は事業を行うに必要な経営的基礎を欠く等その事業の目的を達成することが著しく困難であると認められる場合というものが加わつたわけでございます。これはこの組合は許してもうまく行かないのだということがはつきりわかつていふような場合にも、従来でございまして設立を認可せざるを得ないというふうなことでございまして、そういうふうなことを防ぐためにこの規定を設けたのであります。一例を申し上げますと、極端に出資額が少い、これではとてもやれないということがわかつておりながら認めざるを得ないというふうな場合がございまして、こういう規定が入つたわけでございます。

それから第八は、設立認可後、六箇月間登記の申請がなされない場合は認可を失効させること。これもここに掲げた通りでございます。

第九、行政庁の報告徴収、検査、措置命令、解散命令等の監督権を実情に即して拡張し且つ解散命令については、当該組合に弁明の機会を与えてその権利保護を図ることとする。これは第一に、報告徴収、検査、措置命令は法令違反のみが行政上監督できたのが従来でございまして、法令違反のほか、運営が著しく不当であるという場合にも、措置命令ができるようにしたというところが一つ、これは中小企業協同組合にもございまして、第二は、名義貸し、一年以上休業いたしました場合にも措置命令を出し得る。措置命令できかん場合には解散命令が出し得る。その次はそういうような場合に新たに弁明の手続をすることができ、弁明をする機会を与えた。これが第九の改正の要点でございます。

以上が法案の内容でございます。

○委員長(上條愛一君) 次に、日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案の細部の説明については、保険局長の都合によりまして次回に廻したいと存じます。

法律案の質疑は、いずれも次回に譲ることといたしまして、本日の委員会の審査はこの程度にいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(上條愛一君) それでは御異議ないと認めます。

本日の委員会はこれで散会いたします。

午後二時十九分散会